

令和6年度

先端産業創出プロジェクト革新技術創出補助金

公募要領

令和6年4月

静岡県

1 事業目的

大きな売上げにつながる画期的な新製品・新技術を生み出し本県経済を主導するリーディング産業を育成するため、県の先端産業創出プロジェクト（「ファルマバレープロジェクト」、「フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクト」、「フォトンバレープロジェクト」、「次世代自動車」、「ふじのくにCNFプロジェクト」、「MaOIプロジェクト」、「AOIプロジェクト」、「ChaOIプロジェクト」をいう。以下同じ。）及び成長産業分野（「次世代自動車、航空宇宙、医療・福祉機器、ロボット、新エネルギー、環境及び光関連技術」をいう。以下同じ。）の研究開発を行う企業等を支援します。

2 補助事業の内容

(1) 補助対象事業

静岡県の先端産業創出プロジェクトや成長産業分野に関し、産業支援機関等、企業等及び大学等が連携して共同体を構成し実施する研究開発

(2) 補助対象者

補助対象者は、共同体の代表となる産業支援機関等とします。共同体には企業等及び大学等をそれぞれ1者以上含むものとします。

(3) 補助対象経費

別表1のとおり

(4) 補助事業期間

2年以内(交付決定通知書に記載する事業開始の日から令和8年3月31日まで)

※ 交付の決定及び確定検査は、単年度毎とします。なお、複数年計画の場合は、中間評価を行い、研究開発成果を踏まえた審査を受けていただきます。審査結果によっては、次年度の計画が採択されない場合もありますので予め御承知ください。

※ 年度毎の補助事業期間について、初年度は交付決定通知書に記載する事業開始の日から令和7年3月31日まで、次年度以降は当年4月1日から翌年3月31日までとなります。

※ 補助事業期間は、年度毎の予算編成により変更になる場合があります。

(5) 補助率及び補助限度額

別表2のとおり

(6) 共同体の構成員

ア 産業支援機関等

県内に事業所を有する商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、金融機関、定款等に産業または技術等の振興に資する目的や事業を定めている一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を含む。)をいう。

イ 企業等

県内に主たる事務所又は事業所を有する以下に掲げるものをいう。

(ア) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者

(イ) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体(信用協同組合を除く。)

- (ウ) その他の特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であるもの
- (エ) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
- (オ) 漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに共済水産業協同組合連合会（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項に規定する事業を行う法人をいう。）

ウ 大学等

国立大学法人法第2条第1項の規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する大学、高等専門学校、大学共同利用機関、国立研究開発法人、独立行政法人及び地方独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの、並びに地方公共団体の試験研究機関をいう。

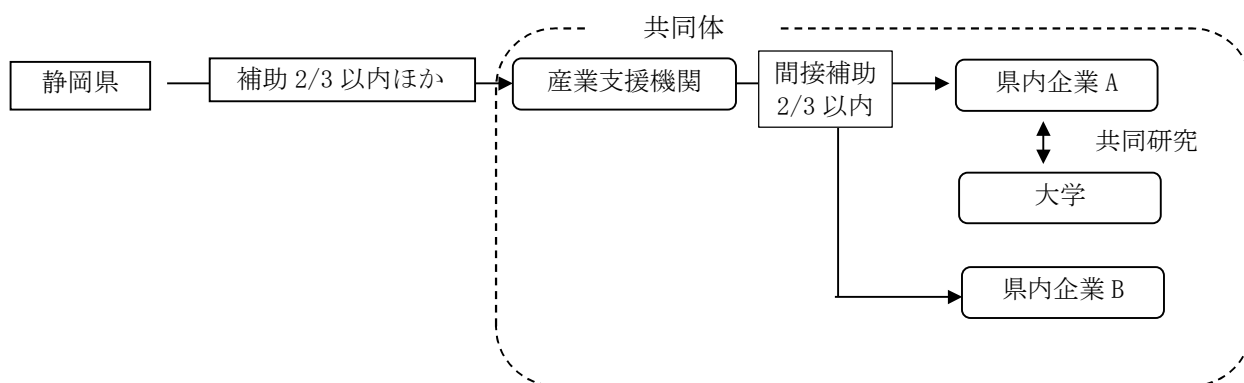
(7) その他

以下の場合には加点の対象とします。

- ・ プロジェクト間連携により、幅広く産業応用・展開の可能性を有する新技術・新製品等の実用化を目的とした研究開発
- ・ 共同体内にスタートアップ企業が参加している場合
- ・ 共同体内にパートナーシップ構築宣言ポータルサイトにおいて宣言を公表している企業等が参加している場合

※ポータルサイト URL <https://www.biz-partnership.jp/index.html>

<補助イメージ>



3 申込みの手続き

(1) 提出書類

*様式は静岡県ホームページからダウンロードしてください。

URL <https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/shuseki/1062368.html>

ア 申込書類一式 (※)

※ 申込書、事業計画書、収支予算書、資金状況調べ

イ 共同体構成員の企業等の会社案内

ウ 共同体構成員の企業等の直近2カ年の決算報告書

エ 共同体構成員の企業等の直近期の県税納税証明書

オ 資本等一覧表

カ 確認書 (産業支援機関等のみ)

キ 先端産業創出プロジェクト革新技术創出補助金における直接人件費の計算に係る実施細則に定める書類 (人件費を補助対象とする場合のみ)

ク パートナーシップ構築宣言書の写し (該当者のみ)

(補足説明)

- ・ 前項ウに係る「決算報告書」とは、次に掲げるものをいう。
貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費の明細、株主資本等変動計算書
- ・ 前項ウに係る「直近期」の基準日は、申請日とする。
- ・ 前項エに係る「県税納税証明書」は、法人事業税、法人県民税とする。
- ・ 前項クに係る「パートナーシップ構築宣言書」は応募締切日前日時点でポータルサイト*で公表されているものを対象とする。※<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

(2) 募集期間

令和6年4月1日(月) ~ 令和6年5月10日(金) 17時

※申込みを予定される産業支援機関等は、4月30日(火)までに担当まで御連絡ください。

(3) 提出方法

ふじのくに電子申請システムより電子ファイル(PDF等)で提出してください。

URL;https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11679

[問合せ先]

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県 経済産業部 産業革新局 新産業集積課 技術振興班

電話：054-221-3622 Eメール：trc@pref.shizuoka.lg.jp

4 審査方法・基準

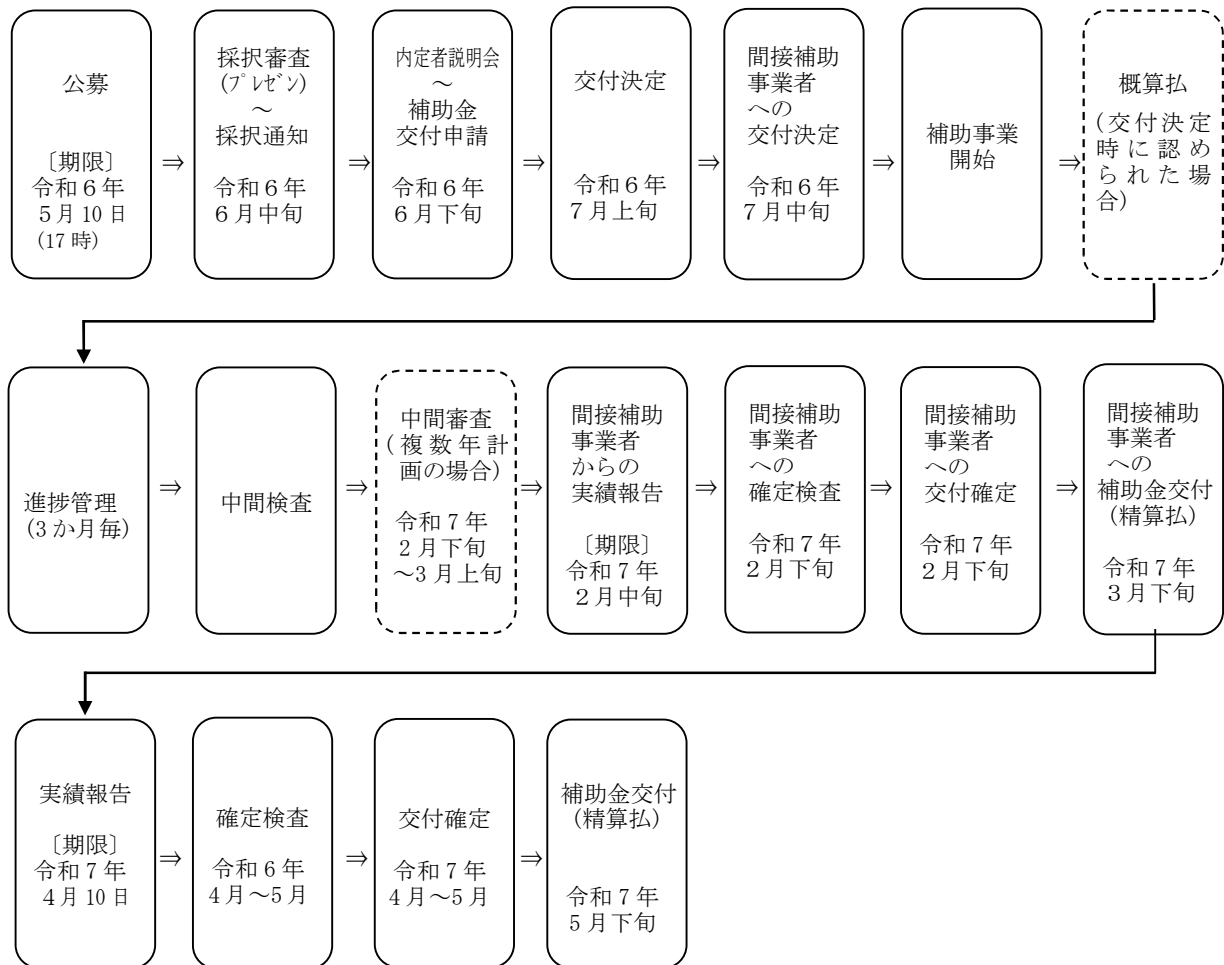
- (1) 県が設置する審査委員会による審査会(6月 10日実施予定)において、別表3で定める審査基準に基づく採択審査(プレゼンテーション)を行います。
- (2) 採択審査の結果を受け、県が補助事業者を決定します。
※採択通知は、6月中旬を目処に、書面により行います。
- (3) 審査会
ア 実施時期 令和6年6月10日(月)午後(予定)

イ 審査対象者に対して、5月下旬までに会場、実施時間等の詳細を電子メールにて通知します。

5 採択後の手続き

- (1) 採択企業は、6月下旬頃までを期限に、補助金の交付申請をしていただきます。
- (2) 県は、補助金の交付申請に対し、7月中旬頃までを目処に書面にて交付の決定を通知します。
※交付決定日から事業開始となります。
- (3) 交付決定の後、産業支援機関等は、間接補助を実施する企業等に対し交付決定を通知します。

6 スケジュール(目安)



※ 各項目の実施時期は変更することがあります。

7 留意事項

【申込み時】

申込みに当たっては、「先端産業創出プロジェクト革新技術創出補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」の内容を必ず御確認ください。

また、申込みいただいた場合は、下記事項に同意したものとみなします。

- (1) 事業計画は、専門知識を有しない者でも一定の理解が可能なように、平易な表現を用いてください。

また、進捗状況及び成果の評価を容易に行える内容としてください。

- (2) 申込書類に不備がある場合等は審査対象とならないことがあります。
- (3) 提出された申込書類は返却しません。
- (4) 締切後の申込書類に関する追加・変更・訂正等はできません。
- (5) 応募状況、審査結果等に関する問合せには応じられません。
- (6) 事前相談、審査会及び説明会に係る経費(交通費等)は、申込者の自己負担とさせていただきます。
- (7) 静岡県税等を滞納している場合は、補助の対象になりません。
- (8) 同一又は類似の課題名又は内容で、他の公的な助成金又は補助金を受けているもの又は採択が決定しているものは補助対象になりません。
- (9) 先端産業創出プロジェクトの実施する各種補助金に重複申請はできますが、採択時に本件以外の補助金は辞退いただきます。
- (10) 当事業における補助金の連続使用に関して、一部制限があります。
- (11) 補助金は、原則として精算払のため、事業期間内の立替払が可能であることが必要です。
- (12) 採択に当たっては、技術面と併せ、事業化面についても重点的に審査します。
- (13) 予算の範囲内において採択企業を決定するため、採択に当たり、必要に応じて経費の調整をした上で交付申請していただくことがあります。
- (14) 申込者又はその役職員は、暴力団等の反社会的勢力ではないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないことが必須です。

【事業採択後】

- (1) 採択通知の後、内定者説明会を経て、補助事業に係る正式な交付申請手続きがあります。
- (2) 提出された申込書類や報告書等は、静岡県での厳正なる管理下に置かれ、本事業以外の用途に使用されることはありません。なお、採択時や事業終了後、採択された申込者名、所在地、研究開発テーマ、概要等が、県のホームページ等で公表されます。
そのため、書類作成上、機密事項等の記載につきましては、申込者の判断によりお願いします。
- (3) 補助対象となる経費は、この事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その必要性及び金額の妥当性が証拠書類によって金額等が明確に確認できるものです。
- (4) 本補助事業により取得した財産は、当該事業（研究開発）にのみ使用することができます。それ以外の目的（他の研究開発や生産活動等への流用等）に使用することはできません。
- (5) 事業計画に記載した経費で交付の決定を受けたものであっても、その後の中間検査及び完了検査で事務局が対象外と判断したものについては、自己資金で対応していただきます。
- (6) 補助事業者は、補助期間終了後も事業化に努める必要があり、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間において、毎年度終了後、過去1年間の事業化状況に係る「成果報告」の義務があります。（毎年度の決算報告書の提出も必要です。）
- (7) 事業内容及び成果は、県が主催する催事及び作成する各種発行物にて、展示や記事掲載などの協力をしていただくことがあります。
- (8) 事業実施に伴う成果物（仕損じ品を含む）や経理書類等については、全て事業終了後5年間保存し

ていただきます。

- (9) 補助事業期間中もしくは補助事業終了後に行われる検査及び監査等により不適切な事項が判明した場合は、たとえ補助金の交付の決定又は交付がなされたものであっても、交付の決定が取り消されたり、あるいは交付された補助金の全部又は一部の返還請求を受けたりすることがあります。
- (10) 複数年計画の場合、2年度目の交付決定額は、初年度の交付申請時の収支予算書における「年度別研究開発費」に記載の総事業費に、補助率を掛けた金額が上限となります。事業の実施に当たり、2年度目の総事業費が増額となった場合でも、それに伴って各年度の交付決定額を増額することはできません。
- (11) 前記(2)から(10)は、間接補助事業者にも準用します。

別表 1

区分	補助対象経費	左記の内訳	補助期間
共同体の 研究開発 に要する 経費	原材料費	直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費 ※補助事業期間内に使い切れなかった場合、未使用分は対象外	2年以内
	機械装置購入等経費	ア 機械装置、自社で機械装置を製作する場合の工具器具及び部品並びに分析等機械装置の購入に要する経費。ただし、汎用性が高いと判断されるもの及び生産に使用するものは対象から除く。 イ 機械装置又は工具器具を試作し、改良し、据付し、修繕させた場合に要する経費 ウ 機械装置、工具器具、分析等機器装置の借用に要する経費 ※補助事業期間内で当該事業にのみ使用するものが対象 ※機械装置、測定機器等は、レンタル・リースを原則とする。	
	人件費	補助事業のため外部から登用した中核人材、研究者等（例えば大企業等で経験を積んだ高度な技術やノウハウを有する者）の人件費 ※経費の算出方法については、「先端産業創出プロジェクト革新技術創出補助金における直接人件費の計算に係る実施細則」により計算すること。	
	産業財産権関連費	ア 産業財産権の譲受や実施権等の使用のために要する経費 イ 産業財産権の取得に要する経費（特許庁へ納付される経費、拒絶査定に対する審判請求または訴訟に要する経費は除く。） ※補助事業期間内の経費のみが対象。当該期間の算出が困難なものはそのすべてが対象外	
	外注費	原材料等の再加工、製図又は調査・分析の外注に要する経費	
	構築物購入等経費	構築物の購入、自社による建造、外注による建造、改良、据付、借用、保守又は修繕に要する経費（構築物は、当該開発等に際し必要不可欠なものであって、プレハブ等簡易なものに限る。） ※自社による建造の場合は材料費のみが対象 ※補助事業以外でも使用できると判断されるものは対象外	
	技術コンサルタント料	専門的な知識・技術及び技能等を有した者に依頼し、当該開発に係る技術的事項等に関して、指導・相談等を受けた場合の謝礼に要する経費 ※補助事業期間内の経費のみが対象。当該期間の算出が困難なものはそのすべてが対象外	
	委託費	研究開発、設計等の委託に要する経費 ※補助対象期間内の委託契約に係る経費のみが対象。当該期間外の期間も含まれるものはそのすべてが対象外	
	その他	ア 図書、参考文献、資料、データ等購入費 ※補助事業に使用するもののみが対象	

		<p>イ 郵便代及び運送代 ※補助事業に利用するもののみが対象。なお、調達に係る運送代は対象外</p> <p>ウ 当該事業遂行に必要な調査研究に要する経費 ※補助事業に係る打合せのための旅費や会場使用料を含む。なお、タクシー運賃及びガソリン代は対象外</p> <p>エ 事業への使途が特定できる消耗品費 ※補助事業期間内に使い切れなかった場合、未使用分は対象外</p> <p>オ 展示会への出展など販路開拓に要する経費</p>	
補助事業者が補助事業の進捗管理等に要する経費	人件費	<p>補助事業者が補助事業の進捗管理等に必要な人件費 ※経費の算出方法については、「先端産業創出プロジェクト革新技術創出補助金における直接人件費の計算に係る実施細則」により計算すること</p>	
	報償費及び旅費	<p>ア 専門的な知識・技術及び技能等を有した者に製品化に向けた助言等を依頼した場合の謝礼、旅費 ※補助事業期間内の経費のみが対象。当該期間の算出が困難なものはそのすべてが対象外</p> <p>イ 当該事業の実施のための事務打ち合わせ又は資料収集等を行うために必要な旅費 ※補助事業期間内の経費のみが対象。当該期間の算出が困難なものはそのすべてが対象外</p>	
	その他	<p>ア 図書、参考文献、資料、データ等購入費 ※補助事業に使用するもののみが対象</p> <p>イ 郵便代及び運送代 ※補助事業に利用するもののみが対象。なお、調達に係る運送代は対象外</p> <p>ウ 当該事業遂行に必要な調査研究に要する経費 ※補助事業に係る打合せのための旅費や会場使用料を含む。なお、タクシー運賃及びガソリン代は対象外</p> <p>エ 事業への使途が特定できる消耗品費 ※補助事業期間内に使い切れなかった場合、未使用分は対象外</p>	

別表 2

補助対象経費	補助率	補助限度額
共同体の研究開発に要する経費	3分の2以内	3,000万円(単年) ただし、2年計画の場合は、 5,000万円(2年合計)
補助事業者が補助事業の進捗管理等に 要する経費	10分の10以内	250万円(単年)

別表 3

(1) 研究開発に関する審査項目

ア 事業遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・事業遂行に必要な技術・知識を有する技術者が担当し、主体的に研究を進める体制がとれているか。 ・申込者が自己負担する資金規模が、過大なリスクとなっていないか。
イ 研究内容の重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な社会課題の解決等、社会的意義の高い研究内容であるか。
ウ 研究内容の新規性 ・優位性	<ul style="list-style-type: none"> ・柔軟な発想や手法に基づく、独創性や革新性の高い研究課題か。 ・優位性の継続確保は可能か。 ・他社製品との差別化ができていないか。
エ 研究計画の実現 可能性・妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・研究計画や研究目的が、具体的かつ明確に示されているか。 ・克服すべき課題が明確で、課題解決に必要な研究計画が設定されているか。 ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備、支援体制等の研究環境は整っているか。 ・事業期間内に研究開発が終了する研究計画か。
オ 予算の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・必要経費が計上されており、金額が適当か。 ・各経費が合理的でバランスが取れたものか。

(2) 事業化に関する審査項目

カ 新規市場創出効果	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の成果が広汎な製品・サービスに利用の可能性が大きく、新規産業の開拓等に貢献するものであるか。
キ 市場ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・市場ニーズを具体的に把握(ユーザーとの接触、市場調査等)していると共に、それを反映させた開発目標の設定がなされているか。
ク 開発製品・サービスの 優位性	<ul style="list-style-type: none"> ・市場ニーズを踏まえて、開発した製品・サービスが競合製品等と比較して優位(性能、価格等)であるか。 ・将来の市場において相当の占有率が期待できるか。

ケ 事業化体制	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の体制のみではなく、事業化をするために適切な体制(金融機関等や採用予定先(取引先)等との連携等)となっているか。
コ 事業化計画の信頼性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間終了後概ね3年以内に実用化が達成される可能性が高いことを示す具体的かつ的確な事業化計画であるか。 ・予想されるリスク(市場変動、技術変革等)などへの対策が盛り込まれているか。

(3) 加点項目

採択候補者のうち、次の加点項目の対象となる場合は、前記(1)、(2)の合計点に別に定める得点を加算することができる。

サ 県政策課題との適合性	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト間連携により、幅広く産業応用・展開の可能性を有する新技術・新製品等の実用化を目的とした研究開発か。 ・共同体内にスタートアップ企業※が参加しているか。 ※スタートアップ企業とは、先端産業創出プロジェクトや成長産業分野に関する事業を行う設立後3年以内の企業をいう。 ・共同体内にパートナーシップ構築宣言ポータルサイトにおいて宣言を公表している企業等が参加しているか。
--------------	---